

平成21年度事業計画

1 基本方針

最近の我が国の経済動向は、米国に端を発する世界的な金融危機の影響等により急速な悪化が続いており、輸出や生産は極めて大幅に減少しているほか、企業収益も大幅減少など厳しい状況にあります。先行きについても、急速な減産の動きなどが雇用の大幅な調整につながるものが懸念され、加えて、世界的な金融危機の深刻化など景気をさらに下押しするリスクが存在しております。県内においても、製造業の生産活動は急速に減少しており、設備投資の減少、雇用情勢の悪化など厳しい状況が続いております。

このため、国においては、安心実現のための緊急総合対策として、新たな保証制度の導入やセーフティネット貸付の強化、下請事業者保護の強化など中小企業者の資金繰り対策に万全を期し、弱い立場にある下請事業者対策を強化しているほか、景気対策を最優先で進めるため、総額75兆円程度の経済対策を着実に実施することとしております。

本県におきましても、緊急経済・雇用対策本部を設置し、「経済対策」「雇用対策」「生活対策」等について関係機関と連携を図りながら、総力を挙げて支援に取り組んでおり、当公社も、緊急特別実態調査を実施して中小企業の業況等を把握し、さらに受注確保のための特別商談会等を開催するなど、より実効性のある事業の実施に努めているところであります。

また、本県では、元気で活力ある県づくりのための社会資本として北関東自動車道や圏央道、さらには三港が統合した茨城港や茨城空港などの整備が着々と進められ、これらを十分に活用しながら中小企業の振興、科学技術を活かした産業振興、企業誘致の促進などを柱とする「産業大県づくり」を強力に進めております。

こうした緊急経済対策等をはじめとする本県の施策の方向性に歩調を合わせ、より時代のニーズや中小企業のニーズに即した事業を計画的に進めるために、平成19年度末に策定した5カ年に渡る中期計画に沿って、より幅広く、より質の高い中小企業支援を目指しているところであります。

平成21年度は、この計画期間の2年目に当たることから、引き続き県や各支援機関等との緊密な連携のもとに、今日の危機に即応した中小企業に対する、より効率的かつ効果的な事業を実施して皆様から信頼され親しまれる公社を目指し、次の各項目を柱として「産業大県いばらき」を支える県内中小企業やベンチャー企業等の支援に努めてまいります。

(1) 相談機能と派遣機能の充実や創業・新事業創出

経営・技術等に関する専門家を総合相談窓口「ベンチャープラザ」に配置し、創業や新事業創出、経営革新、事業承継等の各種相談に対応します。

また、企業の現場に専門家を派遣し、経営合理化や技術開発、IT化、マーケティングなど企業の抱える様々な分野の課題解決を支援するとともに、地域資源活用や農工商等連携による新商品開発等の新たな取り組みを支援してまいります。

○ベンチャープラザにおいて幅広い分野の各種相談にワンストップサービスで対応

○ビジネスプランコンテスト開催によるビジネスパートナーとの出会いの場の創出

- 事業可能性評価委員会の開催によるビジネスプランへの評価・助言
- 各種専門家の派遣による経営・技術課題等の解決支援
- 応援コーディネーターの配置による経営課題の解決や地域資源活用・農商工等連携等に関するハンズオン支援
- いばらき産業大県創造基金事業による地域資源を活用した新事業、新商品開発等の支援及び新たなサービス産業等の育成支援

(2) 経営革新・経営基盤強化

受注量の減少など極めて厳しい状況にある中小企業の販路拡大のため、広域・迅速性・提案型などの各種商談会や情報交換会を開催するとともに、ビジネスコーディネーター及び販路開拓コーディネーターを配置して県内外の大手メーカー等に対する発注案件開拓を行い、受注機会の創出を図ります。

また、小規模事業者の設備導入に対して、必要な資金の2分の1以内を無利子で貸し付け、経営基盤の強化を支援します。

さらに、中小企業等が自社製品等の販路開拓を目的とした見本市への出展等に対して助成を行います。

- 特別商談会、新技術・新工法展示商談会、広域商談会の開催等による受注機会の創出
- ビジネスコーディネーター、販路開拓コーディネーターの配置による受注確保の支援
- 企業情報提供システムの運営による企業間取引の支援
- 受発注取引に係る相談業務、裁判外紛争解決手続（ADR）、下請適正取引の推進
- 無利子の設備資金貸付による経営基盤強化支援
- 中心市街地商業活性化基金事業による中心市街地の活性化支援
- いばらき産業大県創造基金事業による販路開拓等の支援

(3) 産学官連携の推進

大学や研究機関等と技術交流する機会を設け、大学等が保有する知的財産の活用や特許等の技術移転による中小企業の新製品・新技術開発、新分野進出を支援します。

また、新技術・新製品等を開発するため、大学や研究機関等と行う共同研究開発に対して助成を行います。

- 特許情報活用支援アドバイザーによる特許情報の活用支援
- 特許流通アドバイザー、特許流通コーディネーターによる特許技術等の移転推進
- 大学・研究機関等との交流の促進とシーズ実用化検討会の開催による知的財産の活用支援
- いばらき産業大県創造基金事業による産学官研究開発等の支援

(4) IT化・国際化・人材育成の推進

中小企業のIT化の促進や企業経営に不可欠な各種情報をホームページやメールマガジン、情報誌を通じて提供するとともに、いばらきブロードバンドネットワークの

産業利用や企業情報提供システムによる商取引を促進します。

また、ジェットロや県上海事務所等との連携による国際ビジネス情報の提供や貿易相談、貿易実務セミナー等を行うとともに、中小企業の関心の高い中国におけるビジネスチャンスの創出・拡大を目的とした地域間交流の取り組みを支援します。

さらに、ITや経営に関連する各種研修を実施することで、企業の人材育成を支援します。

- ホームページやメールマガジンによる情報提供
- 中小企業情報誌「Wing 21 いばらき」による情報提供
- 「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用の促進
- 企業情報提供システムの運営による商取引の支援
- 海外ビジネスに関する専門家等による課題解決などの国際化支援
- 中国におけるビジネスチャンスの創出・拡大のための研究会開催による地域間交流支援
- IT関連研修や経営関連研修による人材育成支援

(5) 支援体制の充実

中核的支援機関としての組織・体制を確保し、支援ニーズの把握、事業の周知活動等を積極的に行うとともに、各支援機関等関係機関との連携を強化し、中小企業支援のシナジー効果の創出に努めます。

- 各支援機関、経済団体、金融機関等とのネットワーク・支援協力関係の強化
- 事業実施後のフォローアップや各種アンケート調査等による支援ニーズの把握

(6) 公益法人制度改革に伴う移行準備

民間非営利部門の活動の健全な発展等を目的として、公益法人制度改革のための3法（法人法、認定法、整備法）が定められたことに伴い、当社は平成25年11月末までに公益財団法人または一般財団法人へ移行申請する必要があります。

このため、県や関係機関が参画した研究会等を立ち上げ、移行に向けた課題の整理及びスケジュール等推進体制を検討します。

- 公益法人制度改革に伴う移行準備に向けた研究会の立ち上げ

※公益財団法人及び一般財団法人の概要

	公益財団法人	一般財団法人
移行の認定・認可の要件	法人法及び認定法に適合することが条件。茨城県公益認定等審議会の審査を受け、茨城県が認定。	法人法に適合することが条件。茨城県公益認定等審議会の審査を受け、茨城県が認可。
事業等	公益認定基準を遵守し事業実施することが必要。	法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。
監督等	茨城県による立入検査等の実施や勧告、認定の取り消し等あり。	法人の自主的な運営が可能。
税制	法人税において収益事業のみ課税。受取利子にかかる源泉所得税の非課税。	法人税において収益事業のみ課税。

2 事業の概要

(1) 下請振興事業

県内の中小企業を取り巻く環境は、米国に端を発する世界的な金融危機の影響等による海外経済の減速を背景に急速に悪化しており、大幅な減産や好調であった設備投資も減少に転じるなど、厳しさを増しています。

こうした状況は、県内中小企業にも多大な影響を及ぼしており、昨年末に当公社受注登録企業から抽出した543社に対し実施した「県内企業緊急業況調査（回答企業247社：回答率45.5%）」においては、「9月時点と比較した受注量の現況」について、85%の企業が「減少した」と回答しており、そのうち約60%の企業が「31%以上減少した」と回答しているとともに、約34%の企業で雇用調整を「実施済み」若しくは「実施予定」としているなど、非常に厳しい状況であるとの回答が多く、現況はより一層深刻化していることが危惧されています。

このような状況下において、当公社としては、受発注企業の紹介等のあっ旋事業に一層力を入れていくほか、従来のビジネスコーディネーター5名に加え、今年度は緊急措置として販路開拓コーディネーターを『3名新たに配置』し、首都圏を始めとする大手発注企業等の情報収集及び発注案件開拓を一層強力に推進することで、県内中小企業への紹介・あっ旋を強化するとともに、ビジネスマッチングを通じて県内中小企業の課題を具現化し、他事業等との連携により課題解決を図りながら受注に結びつけるなど、県内中小企業の受注量の確保に努めてまいります。

また、県内発注企業との懇談会やビジネスコーディネーター等が収集した県内外の発注企業の情報を基に、逼迫している状況の緩和に資するよう受注戦略を立てながら発注ニーズに迅速に対応する『特別商談会』をタイムリーに実施してまいります。

さらに、ビジネスコーディネーター等が収集した情報を活用して、大手発注企業等が積極的に求めている更なる軽量化、コストダウン、工程改善等に有効な新技術・新工法等を提案するとともに、本県ものづくり企業の優れた技術力や製品等を積極的にPRするため、今年度新たに『新技術・新工法展示商談会』を開催し、今後成長が期待できる分野への県内中小企業の一層の販路開拓や、大手発注企業等に対する提案を通して自社の強みをセールスポイントとして明確に把握し、アピールできる機会を設け、県内中小企業の自立に向けたより一層のレベルアップを支援してまいります。

加えて、他県の公社等と連携しながら大手発注企業等と県内中小企業の出会いの場となる「広域商談会」を開催するほか、ビジネスコーディネーター等が収集する発注企業の動向に係る最新情報を県内中小企業に提供するとともに、県内中小企業の要望やニーズを的確に把握するための「ビジネス情報交換会」を開催することにより、積極的に受注機会の創出を図ってまいります。

このほか、受発注取引に関する各種調査を実施するとともに、下請取引に関する相談窓口を開設し、各種相談への対応及び簡易・迅速な紛争解決手段である裁判外紛争解決手続き（ADR）の普及啓発及び下請適正取引ガイドラインの普及啓発を実施する

「下請かけこみ寺事業」を引き続き受託するなど、県内中小企業の経営の安定化を支援してまいります。

ア 受注確保緊急特別支援

(ア) 販路開拓コーディネーターの配置

(従来のビジネスコーディネーターと合わせて8名体制とし、大手発注企業等の情報収集及び発注案件開拓を一層強力で推進いたします。)

(イ) 緊急特別実態調査の実施

(5月、8月及び11月に実態調査を行い、業況等の把握に努めてまいります。)

(ウ) 特別商談会の開催

随時

(ビジネスコーディネーター等が収集した情報等を基に、隔月で選定会議を開催し、戦略的に対象を絞り込んだうえで大手発注企業側に働きかけ、発注ニーズがあればこれに迅速に対応し、商談の設定をいたします。)

(エ) 新技術・新工法展示商談会の開催

1回

(従来の大量生産を見込んだ受注確保から、大手発注企業の企画開発部門等に適時少量多品種にも即応できる新技術・新工法等を提案することで、新たなビジネスパートナーの開拓を支援いたします。)

イ 受発注取引あっ旋紹介

(ア) 受注・発注企業の登録促進

(イ) 受発注情報の収集と紹介あっ旋の推進

(ウ) 県内外の発注企業等の情報収集及び発注案件開拓の強化

(エ) 受発注ニュースの提供 (FAX, ホームページ)

ウ 商談会の開催等

(ア) 広域商談会の開催

2回

(イ) ビジネス情報交換会の開催

1回

(ウ) 先進技術展示会への参加

1回

エ 下請取引に係る苦情相談等「下請かけこみ寺事業」の実施

(取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するなど、下請取引の適正化を促進いたします。)

(ア) 下請取引に関する各種相談への対応

(イ) 裁判外紛争解決手続きの普及啓発

(ウ) 下請適正取引ガイドラインの普及啓発

オ 受発注取引安定のための調査及び懇談会の開催

(ア) 発注企業実態調査

1回

(イ) 受注企業実態調査

1回

(ウ) 発注企業との懇談会 (情報交換)

随時

(2) いばらき産業大県創造基金事業

本県には、農林水産物や鉱工業品、観光資源など豊富な地域産業資源や、つくばや東海、日立や鹿島といった最先端の科学技術と産業の集積があり、これらを活用した新事業、新産業の創出は、今後の地域経済産業活性化の要であります。

また、各種統計を見ると、全国的に製造業や卸小売業の事業所数、従業員数とも減少が進む中、サービス産業がその受け皿となっている傾向がうかがえることから、少子高齢化や男女共同参画社会など新時代に対応した新たなサービス産業の創出による地域の活性化を図っていく必要があります。

このため、平成20年度に造成した総額75億円の「いばらき産業大県創造基金」の運用益により、地域産業資源の活用による新商品・新事業創出に対する取り組みや、大学・試験研究機関等との共同研究による新技術・新製品開発に対する取り組み、また、新時代に対応した新たなサービス産業の創出等に対する取り組みを支援するために、申請時期、審査会を中小企業者の利便性を重視して適時実施するとともに、フォローにも努めることで、本県経済の活性化を図り、「産業大県いばらき」の実現を目指してまいります。

その他、工業技術振興基金は、いばらき産業大県創造基金の造成に伴い、平成20年度から10年間当該基金の一部として14.9億円を組み入れたことに伴い、残額2,042千円の管理を行います。

ア 基金造成

区 分	金 額	備 考
茨城県からの借入	6,010,000千円	10年間の無利子貸付
工業技術振興基金からの組入	1,490,000千円	
計	7,500,000千円	運用益は年間約1.1億円

イ 平成21年度助成事業

事 業 名	助成率	助成限度額	件数	助成額
(ア)いばらき地域資源活用プログラム ・地域資源ステップアップ支援事業 ・地域資源育成支援事業 ・地域資源活用等創業支援事業	2/3 2/3 2/3	2,000千円 3,000千円 1,000千円	14件	42,000千円
(イ)いばらきものづくり応援プログラム ・産学官研究開発助成事業 ・販路開拓支援事業	2/3 2/3	5,000千円 1,000千円	25件	53,000千円
(ウ)いばらきサービス産業新時代対応プログラム ・サービス産業新時代対応支援事業	2/3	3,000千円	4件	12,000千円
			計	107,000千円

(3) 新事業支援事業

本県産業の持続的発展のためには、新しいビジネスや企業が次々生まれるような環境を整える必要があります。

このため、総合相談窓口「ベンチャープラザ」に設置したコーディネーター等の各分野の専門家が、県内の各産業支援機関との連携を図りながら、創業や新分野進出などの創造的な事業活動に取り組む企業や起業家に対して、研究開発から事業展開に至

るまで一体的かつ効率的な支援を行い、新事業の創出を支援するとともに、経営革新や販路開拓など幅広い分野での相談に対応してまいります。

また、創業や新事業展開を考えるベンチャー企業等によるビジネスプランのコンテストを開催し、優秀なプランに関しては、投資関連機関や事業提携相手等とのマッチング機会を提供します。

さらに、事業可能性評価委員会によるビジネスプランの事業化可能性等についての評価・助言等の実施、コーディネーター等による事例検討会議の開催、経営や技術に関する課題を有する企業への各種専門家の派遣、経営革新フォローアップ専門家派遣事業等の実施により、ベンチャー企業や経営革新等に取り組む中小企業等を総合的かつ継続的に支援します。

この他、国の地域力連携拠点事業において、中小企業等の経営力の向上や創業・再チャレンジ、特にITを活用した経営管理や地域資源活用、農商工等連携による新商品開発等の新たな取り組みへの支援に、関係機関と連携を図りながら努めてまいります。

ア 創業等支援事業

(7) コーディネーター等専門家の配置による総合相談窓口の運営及び起業家、ベンチャー企業等の支援

(イ) ビジネスプランコンテスト開催 1回

イ 専門家会議運営事業

(7) 事業可能性評価委員会の開催 4回

(イ) 事例検討会議 12回

ウ 専門家派遣事業

(7) 中小企業マネジメントエキスパート派遣事業 150日

(イ) 中小企業テクノエキスパート派遣事業 760日

エ 経営革新フォローアップ専門家派遣事業

(7) 経営革新計画が承認された企業に対するフォローアップ 50日

オ 地域力連携拠点事業

(7) 応援コーディネーターを配置し、地域資源活用・農商工等連携・IT活用などの取り組みに関して、窓口相談や専門家派遣、ブラッシュアップなどのハンズオン支援を実施。

(4) 知的所有権センター事業

我が国が「知的財産立国」の実現に向けて取り組んでいる中で、地域の活力を担う中小企業が新たな事業展開を図るなどして競争力を高めていくためには、特許や製造技術、ノウハウなどのいわゆる知的財産を具体的な形で有効活用していくことが大変重要です。

このため、知的財産に関するワンストップサービス機能を有する知的所有権センターに、特許情報活用支援アドバイザーを配置して、企業が特許情報等の有効活用を図る際に必要となる各種情報の検索技法に対するサポートを実施するとともに、特許戦略の計画策定段階から権利の取得等に至るまで幅広く相談に応じ、適切なアドバイス

支援を行います。

また、技術移転の専門家である特許流通アドバイザーを配置し、地域の企業等に提供可能な開放特許等の発掘を行うとともに、中小企業における導入ニーズの把握からライセンス契約に至るまで一貫した技術移転の仲介支援を行います。なお、本年度は特許流通アシスタントアドバイザーに加えて特許流通コーディネーター（新規）を設置して、技術マッチングに係る知的所有権センターの支援体制の強化を図ると同時に、地域における技術移転専門家の育成を行ってまいります。

さらに、大学や研究機関等と中小企業等との技術交流の機会を設けるとともに、大学等が保有する事業可能な研究成果（技術シーズ）等を県内中小企業が活用するためのシーズ発表会等を行うなど、新技術の取り入れや新製品の開発等を行おうとする中小企業を支援します。

ア 公報等閲覧整備事業

(ア) 特許関連情報（特許公報、特許マップ等）の整備と提供

イ 特許情報の活用支援

(ア) 特許情報の活用・管理・検索等に関する窓口相談

(イ) 特許情報活用支援アドバイザーによる助言・支援

(ウ) 知財戦略サポート希望企業等の訪問支援 130件

(エ) 説明会・講習会の開催 24回

ウ 特許技術等の移転推進

(ア) 特許技術の移転・契約等に関する窓口相談

(イ) 特許流通アドバイザー等による助言・支援

(ウ) 技術導入希望企業等の訪問支援 220件

(エ) 特許技術の紹介・斡旋 70件

(オ) 開放特許の発掘・登録促進・データベース化

エ 知的財産の活用支援

(ア) シーズ発表会の開催 1回

(イ) シーズ実用化検討会の開催 2回

(ウ) 大学・研究機関等と中小企業等の仲立ち・紹介 7回

オ ベンチャープラザ等との連携による創業支援

(ア) 創業支援

(5) 情報化、国際化、人材育成支援事業

経済のグローバル化の進展と合わせて世界規模で進展するIT化の波は、あらゆる分野で必要不可欠な社会基盤として一層定着し、企業のIT化・国際化への取り組みが経営上の重要な選択肢の一つとなっています。

このような中、当会社ではホームページ、メールマガジン及び情報誌を通じて、国や県等の中小企業支援施策やIT関連情報等を提供し、企業等の経営力強化を支援します。

また、県や市町村との連携を図り、高速・大容量のデータ通信を可能にする「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用を促進し、中小企業のブ

ロードバンド環境整備や工業団地立地企業等のIT化を支援します。

さらに、中小企業における受発注や販路の拡大、自社のPR等を支援する「茨城県企業情報提供システム」の活用促進を図ります。

この他、貿易や海外取引など国際化に関する様々な問題への対応や関連情報を求めるニーズの高まりに対応するため、ジェトロ茨城情報デスクに相談員を配置し、ジェトロ（日本貿易振興機構）の保有する豊富なノウハウ及びネットワークを活用し、国際ビジネスに関する各種相談への対応や情報の提供に努めてまいります。

また、貿易相談、実務担当者のスキルアップを図るための貿易実務研修やセミナー等を開催し、中小企業の国際化を支援します。

加えて、中小企業の関心の高い中国において、水質汚染など環境問題対応のために、日本の環境負荷低減技術等に対するニーズが強まっていることから、新たなビジネスチャンスの創出・拡大を目的とした地域間交流（RIT）の取り組みを支援します。

さらに、ITや経営に関連する各種研修を実施することで、企業の人材育成を支援します。

なお、IBBNの産業利用を促進しているITサポートセンターを公社内の中小企業情報センターに統合し、各種相談等にワンストップサービスで対応できる体制とします。

①情報化等支援事業

ア 情報提供

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| (ア) 公社ホームページ、メールマガジンを通しての情報提供 | 随時 |
| (イ) 中小企業情報誌「Wing 21 いばらき」による情報提供 | 12回（5,000部/回） |
| (ウ) 中小企業実態調査 | 1回 |
| (エ) 各種相談による情報提供 | 随時 |

イ 情報化支援

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (ア) 「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用促進 | |
| (イ) 茨城県企業情報提供システムの運営 | |

②国際ビジネス提供事業

- | | |
|-----------------|------|
| (ア) 貿易実務セミナーの開催 | 1回 |
| (イ) 貿易実務者研修 | 1コース |
| (ウ) 貿易相談の実施 | 24回 |

③地域間交流支援事業（RIT事業）

- | | |
|-----------------------|----|
| (ア) 研究会の開催 | 3回 |
| (イ) ミッション団を派遣しての商談会開催 | 1回 |

④人材育成事業

- | | |
|----------------|----|
| (ア) IT及び経営関連研修 | 8回 |
|----------------|----|

(6) 設備資金貸付事業

本事業は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者等が創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入する場合に、必要な資金の2分の1以内の「無

利子貸付」を行うものです。

県内経済は、米国発金融危機をきっかけとした急速な景気後退局面を迎え、中小企業の設備投資意欲の減退が懸念されるではありますが、積極的に制度の周知を行い、卸売・小売業やサービス業など幅広い業種での利用促進に努めてまいります。

貸付に当たっては、申請企業の経営状況や貸付の妥当性等についての貸付診断を実施し、適切な貸付や経営助言を行うとともに、貸付後においても事後助言として、経営状況や貸付対象設備の稼働状況の把握に努めるなど、貸付企業を継続的に支援します。

債権管理については、企業訪問等により未収債権の回収を図るとともに、新たな未収債権の発生を未然防止に努めます。

また、中小企業設備近代化資金貸付事業に係る不良債権回収等の債権管理を県から受託するほか、中小企業設備近代化資金償還の円滑化を図るため、預かった約束手形の保管や回収などを行います。

ア 設備資金貸付事業

(7) 事業規模

区 分	貸 付 件 数	事 業 額
設備資金貸付	60 件	800,000 千円

(イ) 貸付率及び利率

貸付対象設備購入費の2分の1以内を無利子貸付

(ロ) 貸付額

50万以上4,000万円以下

(エ) 資金計画

借入先 : 茨城県800,000千円(無利子)

イ 設備資金貸付診断事業

事 業 名	件 数
設備資金貸付診断	60 企業
設備資金貸付診断事後助言	50 企業

ウ 未収債権の件数及び金額

件 数	未 収 債 権 額	摘 要
6 企業	82,000 千円	平成20年度末残高

エ 債権管理受託事業

(7) 中小企業設備近代化資金貸付事業に係る債権管理

オ 中小企業設備近代化資金償還準備金積立事業

(7) 預かり約束手形の整理、保管、回収、県への償還

(7) 設備貸与事業

本事業は、平成16年度から休止しており、過年度分の債権回収業務が中心になっております。本年度は、平成16年度に設置した債権管理検討会及び債権回収強化月間を設けての回収対策を実施するなど、引き続き公社の総力を挙げて未収債権の回収に努めてまいります。

ア 未収債権の件数及び金額

件数	未収債権額	摘要
4 企業	11,000 千円	平成20年度末残高

(8) 県単独機械類貸与事業

本事業は、平成15年度から休止しており、本年度は、設備貸与事業と同様、引き続き公社の総力を挙げて未収債権の回収に努めてまいります。

ア 未収債権の件数及び金額

件数	未収債権額	摘要
1 企業	11,000 千円	平成20年度末残高

(9) 商業活性化推進事業

急速な少子高齢化の進展、消費生活等の状況変化に対応した中心市街地の活性化を推進するため、商工会・商工会議所等が実施する各種ソフト事業に対して助成を実施します。

また、商店街や個店を支援する事業として、専門家（中小企業マネジメントエキスパート派遣）における店舗改装等への支援、総合相談窓口による中小商業の経営に関する相談支援、小売業者への設備資金貸付など公社各支援事業と連携して支援します。

① 中心市街地商業活性化推進事業

ア 助成事業

事業名			
(ア) コンセンサス形成事業 (商業関係者、地域住民等の合意を形成する事業)			
(イ) テナント・ミックス管理事業 (商業集積としての魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業)			
(ウ) 広域ソフト事業 (複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業)			
(エ) 事業設計・調査・システム開発事業 (商業活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業)			
助成件数	2 件	助成額	13,000 千円

イ 助成対象事業者

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化協議会の構成員たる商工会、商工会議所等。ただし、コンセンサス形成事業については中心市街地活性化協議会の構成員になりうる商工会、商工会議所等も対象とする。

ウ 助成率等

- 助成率 9 / 10
- 助成限度額 10,000千円